

## 青年部規約

平成22年5月16日制定

(目的)

第1条 この規約は、本組合が定款第53条の規定により設置する青年部の組織及び事業等について必要な事項を定め、もって青年部の円滑な運営を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 青年部は、三青会と称する。

(会員の資格)

第3条 青年部の会員は、本組合の組合員及び賛助会員の経営者及び経営に携わる若手後継者であって年齢45歳未満の者とする。

(事業)

第4条 青年部は、会員相互の親睦と経験知識の交流を図るため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦を図るための会合の開催
- (2) 経営・技術等の向上を図るための各種講習会の開催
- (3) 組合の事業に対する協力及び意見具申
- (4) 技術向上のために必要な関連資材の開発
- (5) 会員の慶弔事に対する対応

(青年部役員の定数)

第5条 青年部の役員の定数は、15名以内とする。

2 前項において選出された役員の互選により、次のとおり部長、副部長及び監事を定める。

- |        |       |          |      |
|--------|-------|----------|------|
| (1) 部長 | 1名    | (2) 副部長  | 3名以内 |
| (3) 幹事 | 10名以内 | (4) 賛助幹事 | 5名以内 |
| (5) 監事 | 2名以内  |          |      |

(青年部役員の任期)

第6条 青年部役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。補充のために選任された青年部役員の任期は現任者の期間とする。

(青年部役員の選任)

第7条 青年部役員は、青年部総会において選任する。

2 青年部役員は、選出時において満43歳以下でなければならない。

(青年部役員の職務)

第8条 部長は、青年部を代表し職務を総括する。

2 副部長は、部長を補佐し、必要に応じて部長の職務を代行する。

3 監事は会計を監査し、青年部総会においてその結果を報告する。

(部会・委員会)

第9条 青年部に、必要により部会・委員会を置くことができる。

(青年部総会)

第10条 青年部総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年事業年度終了後3月以内に、臨時総会は必要があるときは何時でも、幹事会にはかり部長が招集する。

(幹事会)

第11条 幹事会は、部長、副部長及び幹事をもって構成する。

(議決)

第12条 青年部総会、委員会及び幹事会の議決は、過半数をもって決定する。ただし、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(会計)

第13条 青年部は、その行う事業の費用に当てるため、会費を徴収することができる。

2 前項の会費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、青年部総会において定める。

(事業年度)

第14条 青年部の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項であって緊急かつ必要な事項は、幹事会の議決を経て理事会が決定する。

2 青年部の運営については、委員会規約又は支部規約に準ずる。